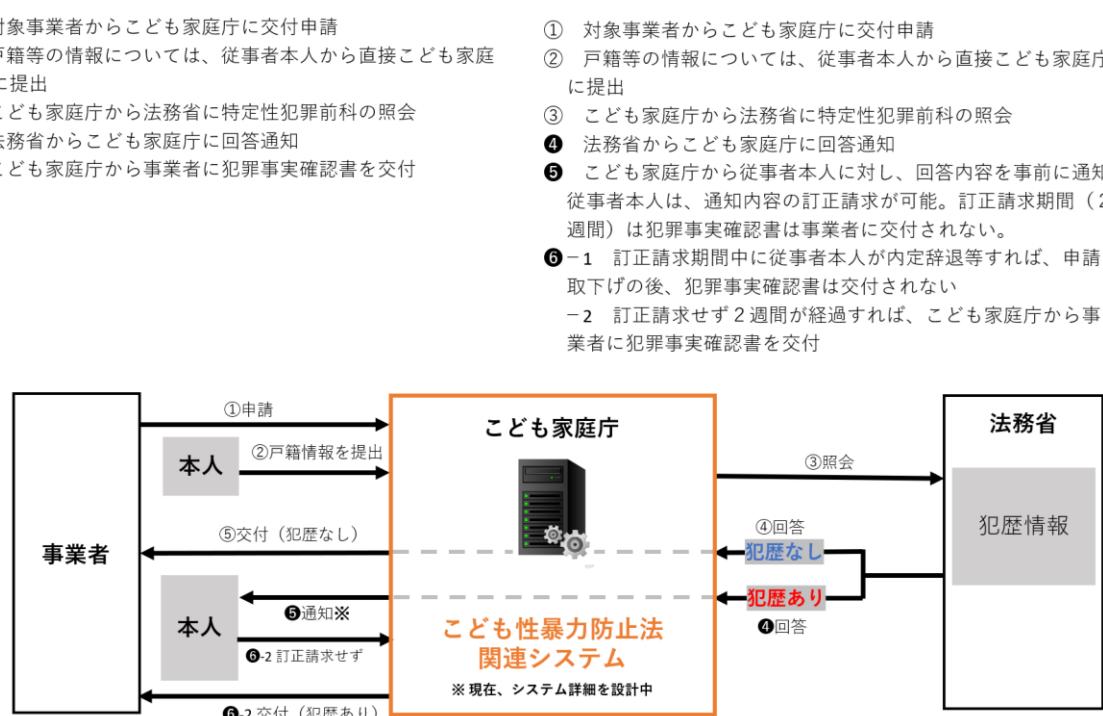


VI. 安全確保措置（犯罪事実確認）

1. 総則

- 対象事業者は、対象業務従事者について、犯罪事実確認書（本章「4. 犯罪事実確認書の交付（法第35条関係）」参照）により、特定性犯罪事実該当者（※）であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。本章「2. 犯罪事実確認義務等（法第4条及び第26条関係）」参照）を法令で定める期限までに行わなければならない（法第4条及び第26条）。
- 犯罪事実確認の事務フローの全体像は次の図のとおり。

図表 35 犯罪事実確認事務フロー



- 本章では、対象事業者及び申請従事者（犯罪事実確認書の交付申請（以下「交付申請」という。）の対象とする従事者をいう。以下同じ。）が行う事務手続のフローや留意点等を示す。

2. 犯罪事実確認義務等（法第4条及び第26条関係）

法第4条及び第26条

（犯罪事実確認義務等）

第四条 学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者（施行時現職者（この法律の施行の際現に存在し又は行われている学校等又は児童福祉事業についてこの法律の施行の際現に教員等としてその本来の業務に従事させている者及びこの法律の施行の日（以下この項及び第三項において「施行日」という。）の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって施行日後に当該業務に従事させるものをいう。同項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、当該業務を行わせるまでに、第三十三条第一項に規定する犯罪事実確認書（以下この章及び次章において「犯罪事実確認書」という。）による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行わなければならない。

- 2 学校設置者等は、教員等に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものにより、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければ学校等又は児童福祉事業の運営に著しい支障が生ずるときは、前項の規定にかかわらず、その者の犯罪事実確認は、その者を当該業務に従事させた日から六月以内で政令で定める期間内に行うことができる。ただし、学校設置者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない。
- 3 学校設置者等は、施行時現職者については、施行日から起算して三年以内で政令で定める期間を経過する日までに、その全ての者（施行日から当該政令で定める期間を経過する日までの間に当該業務に従事しなくなった者を除く。）について、犯罪事実確認を行わなければならない。
- 4 学校設置者等は、この条の規定による犯罪事実確認を行った教員等をその者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日（第三十四条第二項に規定する確認日をいう。）の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き教員等としてその本来の業務に従事させることは、当該年度の初日から末日までの間に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならない。

（犯罪事実確認義務等）

第二十六条 認定事業者等は、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者（認定時現職者（認定等の際現に当該業務に従事させている者及び認定等を受けた日（以下この項及び第三項において「認定等の日」という。）の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって認定等の日の後に当該業務に従事させるものをいう。同項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、当該業務を行わせるまでに、犯罪事実確認を行わなければならない。

- 2 認定事業者等は、認定等に係る教育保育等従事者に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものにより、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければ認定等事業の運営に著しい支障が生ずるときは、前

項の規定にかかわらず、その者の犯罪事実確認は、その者を当該業務に従事させた日から六月以内で政令で定める期間内に行うことができる。ただし、認定事業者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない。

3 認定事業者等は、認定時現職者については、認定等の日から起算して一年以内で政令で定める期間を経過する日までに、その全ての者（認定等の日から当該政令で定める期間を経過する日までの間に当該業務に従事しなくなった者を除く。）について、犯罪事実確認を行わなければならない。

4・5 （略）

6 認定事業者等は、第一項から第三項まで及びこの項の規定による犯罪事実確認を行った者をその者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日（第三十四条第二項に規定する確認日をいう。）の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させるときは、当該年度の初日から末日までの間に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならない。

7 （略）

令第3条から第6条まで

（学校設置者等に係る犯罪事実確認を行ういとまがない場合の猶予期間）

第三条 法第四条第二項の政令で定める期間は、三月（大規模な災害が発生した場合その他の犯罪事実確認が完了するまでに三月を超える期間を要することが見込まれる場合として内閣府令で定める場合にあっては、六月）とする。

（施行時現職者の犯罪事実確認の猶予期間）

第四条 法第四条第三項の政令で定める期間は、三年とする。

（認定事業者等に係る犯罪事実確認を行ういとまがない場合の猶予期間）

第五条 法第二十六条第二項の政令で定める期間は、三月（大規模な災害が発生した場合その他の犯罪事実確認が完了するまでに三月を超える期間を要することが見込まれる場合として内閣府令で定める場合にあっては、六月）とする。

（認定時現職者の犯罪事実確認の猶予期間）

第六条 法第二十六条第三項の政令で定める期間は、一年とする。

規則第6条、第7条、第25条及び第26条

（法第四条第二項の内閣府令で定める事情）

第六条 法第四条第二項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 学級数の増加等を理由として緊急に増員する必要が生じたこと又は予見することができない欠員が生じたことにより、短期間に教員等（法第二条第四項に規定する教員等をいう。以下同じ。）と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その本来の業務に従事させる必要があること。

二 前号に掲げる事情のほか、法第二条第三項に規定する学校設置者等、都道府県の教育委員会又

は施設等運営者（法第十条第一項に規定する施設等運営者をいう。以下同じ。）がある場合の学校設置者等及び施設等運営者（以下この条及び次条並びに附則第五条において単に「学校設置者等」という。）の責めに帰することができない事由により、短期間に教員等と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その本来の業務に従事させる必要があること。

三 国又は地方公共団体における予算の成立の時期が、学校設置者等において教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日に近接する場合その他の学校設置者等の責めに帰することができない事由により、他の事業者から当該学校設置者等への当該者の異動の決定等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

四 国又は地方公共団体における予算の成立の時期が、学校設置者等において教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日に近接する場合その他の学校設置者等の責めに帰することができない事由により、同一の事業者内における当該者の配置換えの決定等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

五 労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。第二十五条第五号において同じ。）及び請負契約その他の契約に基づき学校設置者等が教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について、学校設置者等の責めに帰することができない事由により当該契約の締結等に遅れが生じ、当該契約の締結等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

六 新設合併（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）に規定する学校法人の新設合併又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十四条の五若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十八条号に規定する新設合併をいう。）、会社法第二条第三十号に規定する新設分割その他の事由により、現に行われている学校設置者等に係る事業を承継し、新たに学校設置者等となる者が、継続して当該事業を行うこととなること。

七 吸収合併（私立学校法に規定する学校法人の吸収合併又は社会福祉法第四十九条若しくは会社法第二条第二十七条号に規定する吸収合併をいう。第二十五条第七号において同じ。）、吸収分割（会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割をいう。第二十五条第七号において同じ。）、事業譲渡その他の事由により、別の学校設置者等が現に行っている学校設置者等に係る事業を承継し、継続して行う場合であって、当該承継する者の責めに帰することができない事由により、短期間で教員等をその本来の業務に従事させる必要があること。

八 学校設置者等に係る事業を新たに行う場合であって、当該事業に係る許認可等の遅れその他の当該学校設置者等の責めに帰することができない事由により、許認可等から実際に当該事業の運営を開始するまでの期間が十分に確保できること。

九 学校設置者等が、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認（法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。）を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請（法第三十三条第二項に規定する交付申請をいう。以下同じ。）を行ったにもかかわらず、当該者に当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認書（法第三十三条第一項に規定する犯罪事実確認書をいう。以下同じ。）の交付が受けられ

ないこと。

- 十 前各号に掲げるもののほか、大規模な災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

(令第三条の内閣府令で定める場合)

第七条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和七年政令第440号。以下「令」という。）第三条の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第一号から第五号までのいずれかに掲げる事情があることにより、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等をその本来の業務に従事させていた学校設置者等が、当該業務に従事させた日から三月以内に犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかつた場合

- 二 前条第六号から第十号までに掲げる事情がある場合

(法第二十六条第二項の内閣府令で定める事情)

第二十五条 法第二十六条第二項の内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 予見することができない欠員が生じたことにより、短期間に認定等に係る教育保育等従事者と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その業務に従事させる必要があること。

- 二 前号に掲げる事情のほか、認定事業者等の責めに帰することができない事由により、短期間に認定等に係る教育保育等従事者と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その業務に従事させる必要があること。

- 三 認定事業者等の責めに帰することができない事由により、他の事業者から当該認定事業者への異動の決定等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

- 四 認定事業者等の責めに帰することができない事由により、同一の事業者内における配置換えの決定等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

- 五 労働者派遣契約及び請負契約その他の契約に基づき認定事業者等が認定等に係る教育保育等従事者として従事させようとする者について、認定事業者等の責めに帰することができない事由により当該契約の締結等に遅れが生じ、当該契約の締結等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

- 六 社会福祉法第五十四条の五に規定する新設合併その他の事由により、現に行われている認定等事業を承継し、新たに認定事業者等となる者が、継続して当該認定等事業を行うこととなること。

- 七 吸収合併、吸収分割、事業譲渡その他の事由により、別の認定事業者等が現に行っている認定等事業を承継し、継続して行う場合であって、当該承継する者の責めに帰することができない事由により、短期間で認定等に係る教育保育等従事者をその業務に従事させる必要があること。

八 認定事業者等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもつて交付申請を行ったにもかかわらず、当該者に当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認書の交付が受けられないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、大規模な災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

(令第五条の内閣府令で定める場合)

第二十六条 令第五条の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第一号から第五号までのいずれかに掲げる事情があることにより、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者をその業務に従事させていた認定事業者等が、当該業務に従事させた日から三月以内に犯罪事実確認を行うができるよう十分な時間的余裕をもつて交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかつた場合

二 前条第六号から第九号までに掲げる事情がある場合

(1) 犯罪事実確認の期限

- 学校設置者等は、次に掲げる者について、それぞれ次の期限までに、犯罪事実確認を行わなければならない。

図表 36 教員等の犯罪事実確認の期限

教員等の区分	犯罪事実確認の期限
① 教員等としてその本来の業務に従事させようとする者（施行時現職者（※1）を除く。）	当該業務を行わせるまで（法第4条第1項）
② 施行時現職者	施行日から起算して3年を経過する日（令和11年12月24日）まで（法第4条第3項、令第4条）（※2）
③ 犯罪事実確認を行った教員等であって、確認日（※3）の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続きその本来の業務に従事するもの	当該年度の末日まで（法第4条第4項）（※4）

※1 施行時現職者とは、法の施行の際、現に存在し又は行われている学校設置者等の施設・事業等について、

- ・ 法の施行の際、現に教員等としてその本来の業務に従事させている者
- ・ 施行日の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって、施行日後に当該業務に従事させるもの

をいう（法の施行の際、育児休業、介護休業、産前産後休業等を取得している教員等を含む。）。

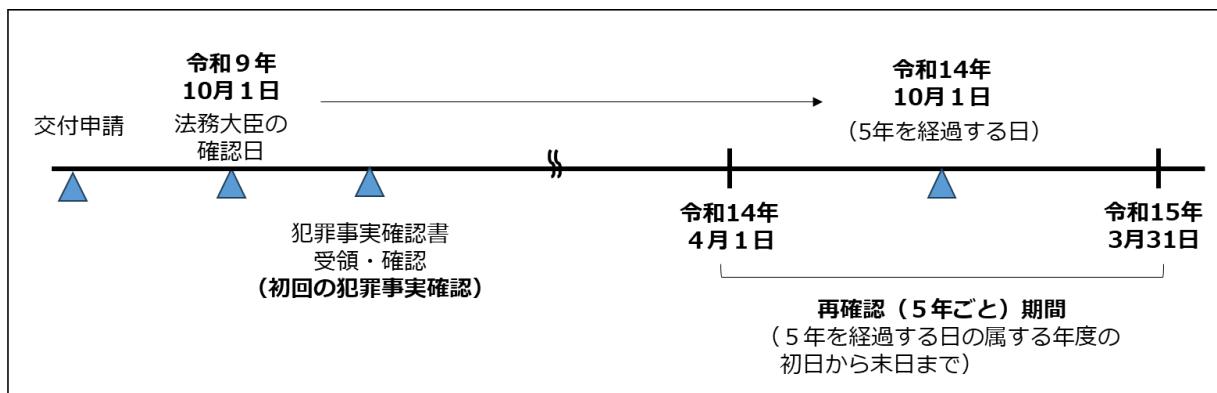
※2 施行日から3年を経過する日までの間に当該業務に従事しなくなった者を除く。なお、施行時現職者の犯罪事実確認については、事務が集中しないよう実施時期を分散することとして

いる（「X. 3. 学校設置者等における施行時現職者の犯罪事実確認の分散（規則第31条第3項関係）」参照）。

※3 犯罪事実確認書を交付するため、こども家庭庁からの求めを受け、法務大臣が申請従事者に関する特定性犯罪前科の有無等の確認を行った日をいう。

※4 この場合の犯罪事実確認は、確認日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の初日から行うことができる（法第4条第4項）。

図表 37 5年ごとの再確認の期間の例



- また、認定事業者等は、次に掲げる者について、それぞれ次の期限までに、犯罪事実確認を行わなければならない。

図表 38 教育保育等従事者の犯罪事実確認の期限

教育保育等従事者の区分	犯罪事実確認の期限
① 認定等に係る教育保育等従事者としてその本来の業務に従事させようとする者（認定時現職者（※1）を除く。）	当該業務を行わせるまで（法第26条第1項）
② 認定時現職者	認定等の日から起算して1年を経過する日まで（法第26条第3項、令第6条）（※2）
③ 犯罪事実確認を行った教育保育等従事者であつて、確認日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続きその本来の業務に従事するもの	当該年度の末日まで（法第26条第6項）（※3）

※1 認定時現職者とは、

- ・ 認定等の際、現に教育保育等従事者としての業務に従事させている者
- ・ 認定等を受けた日（以下「認定等の日」という。）の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であつて、認定等の日の後に当該業務に従事させるものをいう（認定等の際、育児休業、介護休業、産前産後休業等を取得している教育保育等従事者を含む。）。

- ※2 認定等の日から1年を経過する日までの間に当該業務に従事しなくなった者を除く。
- ※3 この場合の犯罪事実確認は、確認日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の初日から行うことができる（法第26条第6項）。期間の具体例については、上掲の図（「5年ごとの再確認の期間の例」）を参照。

- 犯罪事実確認とは、犯罪事実確認書により特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認をすることをいう。したがって、犯罪事実確認の期限とは、交付申請を行う期限ではなく、犯罪事実確認書を受領し確認を行う期限であるため、標準処理期間（本章「3. 犯罪事実確認書の交付申請（法第33条関係）」参照）を踏まえて交付申請等の手続を適切に行う必要がある。
- なお、「業務に従事させようとする者」の犯罪事実確認の期限である「当該業務を行わせるまで」については、雇用契約等の始期が到来していたとしても、座学での研修やオリエンテーションに参加させているのみであって、こどもと接していないような場合には、「当該業務を行わせる」ことには当たらない。

（2）新たに対象業務に従事する者についての犯罪事実確認の始期

- 特定性犯罪事実該当者に該当するか否かは、極めて機微性の高い個人情報であり、真に必要な従事者についての情報に限って対象事業者に提供されるべきものである。このため、犯罪事実確認は、従事者が対象業務に従事することが確定した段階で行うこととする必要がある。
- 新規採用、配置転換等により、新たに対象業務に従事することとなる場合、対象事業者は、従事者が対象業務に従事する旨の意思表示（通知）を受けたとき、具体的には、内定、異動内示等を受けてから犯罪事実確認を行うこととする。
- ただし、職種を限定して募集していない場合など、内定通知の段階では、当該内定者が対象業務に従事するか否かが未定であるような場合には、内定通知後、対象業務に従事することが定まったときから犯罪事実確認を行うこととする。

（3）いとま特例

- 対象事業者は、
 - ・ 従事者に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情により、
 - ・ 従事者としてその本来の業務に従事させようとする者について、当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければ事業の運営に著しい支障が生ずるときは、
 - ・ 上述の期限にかかわらず、当該従事者を当該業務に従事させた日から3月以内（一定の場合には6月以内）に、

犯罪事実確認を行うことができる（法第4条第2項及び第26条第2項、令第3条及び第5条。以下「いとま特例」という。）。

○ ただし、いとま特例が適用される場合、事業者は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない（法第4条第2項ただし書及び第26条第2項ただし書）。

○ いとま特例に関する考え方として、次の①及び②について、その具体的な取扱いを示す。

- ① いとま特例が適用される「やむを得ない事情」及びその犯罪事実確認の期限
- ② いとま特例が適用される場合の「必要な措置」

① いとま特例が適用される「やむを得ない事情」及びその犯罪事実確認の期限

○ いとま特例は、新たに対象業務に従事させようとする対象業務従事者について、従事開始までに犯罪事実確認を行うことを原則とする犯罪事実確認義務の例外的な取扱いであることから、法の趣旨を踏まえ、真に必要な場合にのみ適用されるものである。

○ いとま特例が適用される「やむを得ない事情」の具体的な内容及び犯罪事実確認の期限は、次の表に掲げるとおり（規則第6条、第7条、第25条及び第26条）。

図表 39 学校設置者等においていとま特例が適用される
「やむを得ない事情」及び犯罪事実確認の期限

分類	やむを得ない事情	期限
新規採用	① 学級数の変動等による急な増員や予見不可能な欠員等により、短期間に教員等を採用し、業務に従事させる必要がある場合	従事開始から3月以内
	② ①以外の場合であって、学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間に教員等を採用し、業務に従事させる必要がある場合	(一定の要件に該当する場合は6月以内(※1))
異動	③ 教育委員会及び国立大学法人間の人事交流その他の異なる事業者への異動に伴い、犯罪事実確認が必要となる場合であって、国等における予算編成上の制約等によって内示等の異動の決定（この表及び次の表において「内示」という。）が従事開始の直前となるとき	(※1)
	④ 教育委員会の事務局から学校への異動その他の同一事業者内で対象業務以外の業務から対象業務への異動に伴い、犯罪事実確認が必要な場合であって、国等における予算編成上の制約等によって内示が従事開始の直前となるとき	
事業者間契約	⑤ 労働者派遣契約や請負契約等に基づき教員等として従事させようとする場合であって、当該労働者派遣契約等の締結等が学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、当初の想定よりも遅れたとき	
組織変更等	⑥ 現に行われている学校設置者等に係る事業について、新設合併（私立学校法（昭和24年法律第270号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び会社法（平成17年法律第86号）に定めるものをいう。）、新設分割（会社法に定めるものをいう。）その他の事由により、新たに学校設置者等となる者が承継し、継続して当該	従事開始から6月以内(法定上限)

分類	やむを得ない事情	期限
	事業を行うこととなる場合	
	⑦ 現に行われている学校設置者等に係る事業について、吸收合併（私立学校法、社会福祉法及び会社法に定めるものをいう。）、吸收分割（会社法に定めるものをいう。）及び事業譲渡その他の事由により、他の学校設置者等である者が承継し、継続して当該事業を行うこととなる場合であって、当該学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で教員等を業務に従事させる必要があるとき	
	⑧ 学校設置者等に係る事業を、新たにこれらの施設の学校等又は児童福祉事業に係る学校設置者等となる行う場合であって、当該事業の許認可等が当初の想定より遅れるなどの学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、当該事業の許認可等から実際に当該事業の運営を開始するまでの期間が十分に確保できないとき	
その他	⑨ 学校設置者等が、教員等の従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該教員等の従事開始までに交付が受けられない場合	
	⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、災害その他こども家庭庁長官が特に必要と認める場合	

※1 ①から⑤までに該当することによりいとま特例が適用されている職員又は従業者について、期限（従事開始から3月）までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請してもかかわらず、当該期限までに当該交付が受けられない場合は、「6月以内」とする。

※2 ⑥の「その他の事由」には、吸收合併、吸收分割及び事業譲渡も含まれる。

図表 40 認定事業者等においていとま特例が適用される
「やむを得ない事情」及び犯罪事実確認の期限

分類	やむを得ない事情	期限
新規採用	① 予見不可能な欠員等により、短期間に職員又は従業者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	従事開始から3月以内
	② ①を除く、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で従事者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	(一定の要件に該当する場合は6月以内)
異動	③ 異なる事業者との人事交流その他の事由による異動に伴い、犯罪事実確認が必要となる場合であって、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、内示が従事開始の直前となるとき	(※1))
	④ 同一事業者内で対象業務以外の業務から対象業務への異動に伴い、犯罪事実確認が必要な場合であって、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、内示が従事開始の直前となるとき	

分類	やむを得ない事情	期限
事業者間契約	⑤ 労働者派遣契約や請負契約等に基づき教育保育等従事者として従事させようとする場合であって、当該労働者派遣契約等の締結等が認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、当初の想定よりも遅れ、従事開始の直前となるとき	
組織変更等	⑥ 現に行われている民間教育保育等事業について、新設合併（社会福祉法に定めるものをいう。）その他の事由により、当該事由によって新たに当該事業に係る認定事業者等となる者が承継し、継続して当該事業を行う場合	従事開始から 6月以内 (法定上限)
	⑦ 現に行われている民間教育保育等事業について、吸収合併（私立学校法、社会福祉法及び会社法に定めるものをいう。）、吸収分割（会社法に定めるものをいう。）及び事業譲渡その他の事由により、当該事業に係る他の認定事業者等である者が承継し、継続して当該事業を行う場合であって、当該認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で従事者を業務に従事させる必要があるとき	
その他	⑧ 認定事業者等が、従事者の従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該従事者の従事開始までに交付が受けられない場合	
	⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、災害その他こども家庭庁長官が特に必要と認める場合	

※1 ①から⑤までに該当することにより「いとま特例」が適用されている職員又は従業者について、期限（従事開始から3月）までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該期限までに当該交付が受けられない場合は、「6月以内」とする。

※2 認定事業者等については、法第26条第3項の規定により、認定時現職者の犯罪事実確認の期限が認定等の日から起算して1年を経過する日とされば、民間教育保育等事業者の新設や新設合併等（表中⑥を除く。）の組織変更等は同項によることとし、いとま特例の適用はしないものと整理する。

※3 ⑥の「その他の事由」には社会福祉法に基づく吸収合併も含まれる。

○ 上述の「やむを得ない事情」として認められる例及び認められない例として、例えば次の表に掲げるものが想定される。

図表 41 「やむを得ない事情」の具体的な事例

分類	具体例
新規採用	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新年度の学校の入学者数や放課後児童クラブの利用者数が想定を上回ることが年度開始直前に分かり、短期間に従事者を採用し従事させる場合 ・ 急な病欠や辞職、採用辞退等により、代替要員を採用し、従事させる場合

	<ul style="list-style-type: none"> 事件・事故が発生し、子どもの心のケアのため急遽支援職を配置する場合 欠員が予見されたため、採用活動を継続して行ってきたが応募者がなく、従事予定日直前や、当初の従事予定日を過ぎてから採用できた場合 <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定年退職等、欠員が予見できたが、計画的に採用活動を行わなかった場合 犯罪事実確認を終えるまでの間、法人本部等で子どもと接さない業務に従事させることとしても、事業運営に著しい支障が生じない場合
異動	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会及び国立大学法人間の人事交流で、国又は地方公共団体の予算案が編成された後に、配置を確定させて内示を行うために内示が直前となった場合 高齢者介護と保育の両方の事業を行う事業者が、突然退職した保育事業の従事者の補充として高齢者介護事業の従事者を急遽異動させる場合 <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内示の時期を早めることに特段の支障は無いにもかかわらず、慣行として内示は異動直前に行ってきたという理由で、従事開始直前に内示した場合
事業者間契約	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣契約は締結できていたが、派遣元事業主の都合により派遣労働者の通知が遅れ、従事開始の直前になった場合 <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の締結等に一定の遅れはあったものの、標準処理期間を踏まえた十分な余裕があったにもかかわらず、犯罪事実確認を行っていなかった場合
組織変更等	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業を行う社会福祉法人Aと社会福祉法人Bの新設合併により設立された社会福祉法人Cが、当該新設合併により承継した対象事業に従事する社会福祉法人A及び社会福祉法人Bの多数の元従事者等について犯罪事実確認を行う場合 対象事業を行う社会福祉法人Aを吸収合併した社会福祉法人Bが、当該吸収合併により承継した対象事業に従事する社会福祉法人Aの多数の元従事者等について犯罪事実確認を行う場合 4月から事業開始するため、2月に認可を受ける予定で適切に手続を進めてきたが、認可権者から認可があったのが3月中旬であり、従事開始まで十分な期間（標準処理期間の最長期間）を確保できなかった場合 <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吸収合併等の契約の締結日から効力発生日までに十分な期間があり、引き続き対象事業に従事することが決まっていた者について、犯罪事実確認を行う時間的余裕があるにもかかわらず実施していなかった場合
その他	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月から従事開始予定の日本国籍の従事者について、2月に交付申請を行った（十分な期間（標準処理期間の最長期間）を確保して申請を行った）にもかかわらず、従事開始までに交付が受けられない場合

<p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者が戸籍関連情報の提出を行わなかったために手續が遅れたことにより、従事開始の1週間前に交付申請を行った（十分な期間（標準処理期間の最長期間）を確保できずに交付申請を行った）場合
--

- なお、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、いとま特例により、犯罪事実確認を行う前に対象業務従事者としてその本来の業務に従事させた者があるときは、規則第6条各号または第25条各号に規定する「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等を保存しなければならない（規則第16条第3項及び第29条第3項）。

② いとま特例が適用される場合の「必要な措置」

- いとま特例が適用される場合、事業者は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その対象業務従事者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない（法第4条第2項ただし書及び法第26条第2項ただし書）。当該必要な措置については、次のアからエまでのとおりとする。

ア 前提

- (ア) 可能な限り速やかに犯罪事実確認を行うこと
- (イ) いとま特例の対象となること及び講じる措置の内容、違反した場合は処分の対象となることなどについて、採用段階等を通してあらかじめ対象者に伝達すること
- (ウ) 必要に応じて、児童等やその保護者にも、いとま特例を適用する場面があり得る旨説明し、理解を得ること

イ 基本対応（※1）

- (ア) 原則として、児童等といとま特例が適用される対象業務従事者を一対一にさせないこと（※2）

【例】いとま特例が適用される対象業務従事者について、児童等に対する業務ではなく研修等の時間を優先的に充てる、一人になりやすいようなシフトは組まないなど

- (イ) いとま特例が適用される対象業務従事者に、いとま特例の趣旨や必要な措置、児童対象性暴力等の防止に関する研修を受講させること
- (ウ) 管理職による定期的な巡回・声掛け等を行うこと

※1 いずれの措置も講じる必要があり、例えば（イ）又は（ウ）を行えば（ア）の対応が不要となるものではないため留意すること。

※2 従事者一人に対して児童等が複数人いたとしても、未就学児や障害児などその発達段階や障害等の特性により、異変等を認識し、周囲の大人に説明することができない状況であれば、「一対一」である状況とみなす。

ウ やむを得ず一対一になる場合の対応

- 対象事業者は、いとま特例が適用される対象業務従事者について、原則として、児童等と一対一にさせないことが必要となる。ただし、例外的に、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合には、やむを得ず一対一になることが認められる。

（ア）業務内容の性質上、一対一でなければ適切な対応ができないと判断される場合

- ・ スクールカウンセラー等との面談等、一対一で行わなければ、児童等の心理的障壁が高まり、十分な相談対応等を図ることができないと専門的見地から判断される場合
- ・ 家庭や心身の状況等に関する内容であるために、児童等からの求めに応じて、一対一で相談・面談等の対応を行うことが適切と判断される場合
- ・ 過疎地、特別支援学級等で、学級等に児童等が一人しかいない場合

（イ）突発的な事件・事故への対応等、児童等の安全確保等のために一対一で対応せざるを得ない場合

- ・ 事件、事故、災害等による緊急時に、児童等の誘導、ケア等を行う場合
- ・ 一時的・突発的に、おむつ替え・排せつ介助・着替え補助・体調不良の児童等のケア等の必要が生じ、当該従事者以外に対応できる人がいない場合

※ いとま特例が適用される対象業務従事者は、特定性犯罪前科が確認されていない者であることを踏まえ、当該従事者以外に対応できる者がいない状況が通常は生じることがないよう、事業者において可能な限り必要な体制を確保しておくことが前提となる。

また、通常のシフトに組み入れて長時間一対一にさせることを前提とする取扱いは、原則として認められないことから、犯罪事実確認を早期かつ計画的に行うことが必要である。こうした対応は、どうしても当該従事者が対応しなければ、児童等の心身の安全等が確保できない場合にのみ、例外的に認められるものである。

（ウ）法の施行後に、事業者が許認可等により新たに学校設置者等となる場合であって、十分な余裕をもって許認可等の申請を行った上で、許認可等の日と運営開始日との間に間がない又は同日となるとき

この場合には、対象事業に従事する全員が犯罪事実確認を終えていないことを踏まえ、許認可等の後に可能な限り速やかに犯罪事実確認を行うこととし、許認可等を行う所轄庁はあらかじめ、申請事業者に対して、許認可後に行う犯罪事実確認の手続や必要書類等について周知することとする。なお、事業者は、許認可等の前であっても、対象業務に従事する予定の者に対し、これらの手続や必要書類等について周知することは可能である。

- やむを得ず一対一になる場合 ((ウ) の場合を除く。) には、次の (i) 及び(ii)に掲げる対応を行う必要がある。

(i) 原則として、事前に管理職等に対し、時間、場所、対象児童、一対一になる必要性等を説明して了解を得るとともに、事後に完了報告を行うこと。突発的な場合にどうしても管理職等の了解を得ることができない場合には、周囲の職員にこれらを説明して合意を得るとともに、事後に管理職等に対し完了報告を行うこと

※ 周囲の職員もいない場合には、事後、可及的速やかに、管理職等に対し完了報告を行う。

(ii) 一対一になる場面の性質にもよるが、極力外部から視認性の高い場所（内部状況が外から確認できる教室、防犯カメラ等が設置された個室等）又はリモートで行うことを検討すること

○ また、これらの対応に当たっては、次のような点に留意することが求められる。

- ・ 突発的な場合を除き、可能な範囲で、事前に記録に残しておくこと
- ・ 管理者等は、報告に不自然な点がないか、隨時確認すること
- ・ 当該従事者の一対一の対応が連続する場合や、報告等に違和感を覚える場合等には、児童等や保護者からも、当該従事者の対応が適切であったかについて確認すること

エ 事業承継した学校設置者等及び認定事業者等に対するいとま特例の適用

○ 合併、分割、事業譲渡その他の事由により、現に存在している又は行われている事業について承継し、継続して運営する学校設置者等や認定事業者等の従事者のうち、事業承継が行われる前に事業承継元で犯罪事実確認を行っており、引き続き対象業務に従事する者（再確認の期限（5年間）が到来していない者に限る。）については、可能な限り速やかに犯罪事実確認を行うことを前提としつつ、いとま特例が適用される場合に講ずべき必要な措置のうち、研修（児童対象性暴力等の防止に関する研修）の受講を行うことにより、児童等と一対一になることを認める。

○ ただし、当該事業承継先の学校設置者等や認定事業者等において、新たに対象業務に従事する者（※）については、事業承継以外の事由によるいとま特例適用時と同様に、可能な限り速やかに犯罪事実確認を行うことを前提としつつ、原則として児童等と一対一にさせない措置を含む必要な措置を講じる必要がある。

※ 事業承継に伴い新たに雇い入れる者、事業承継元で対象業務以外の業務に従事していた者であって事業承継後に新たに対象業務に従事するもの 等

（4）「離職」の解釈

○ 有期労働契約等により従事する期間が短い者（1日、数日等）等についても、教員等又は教育保育等従事者に該当する者である限り、従事期間による例外は設けず、「教員等」又は「教育保育等従事者」として取り扱う（再掲）。

- 一方、有期労働契約の満了等の後、近い将来に改めて同一事業者で従事することが予定されている者についてまで、「離職」に該当すると解する場合には、対象事業者は、当該対象業務従事者について、その都度犯罪事実確認記録等を廃棄及び消去させ、新たに犯罪事実確認をさせることとなり、対象事業者及び対象業務従事者双方に大きな負担となる。
- このため、次の①から③までに掲げる場合は「離職」に当たらないこととする。
 - ① 対象業務従事者が、有期労働契約を行っている者であって、雇用期間等の終了後も対象業務への従事を継続することが、新たな雇用契約書等の客觀性を有する書面等に基づきあらかじめ取り決められている場合（会計年度任用職員等の場合は、任期の終了後、再度、対象業務に従事する職に任用される場合）
 - ② 公務員における人材交流等の場合で、一度任用関係等が終了するが、その後再度任用等され対象業務に従事することが予定されていることが、退職金の未支給等により明らかな場合
 - ③ ボランティアや、都度短期で雇用契約等を締結している者であって、一定の期間を定めて同一事業者において対象業務に従事する可能性がある旨の書面を別途取り交わしている場合
※ ③の書面（以下「意向確認書面」という。資料編別紙2参照）を取り交わす場合、対象事業者は対象業務従事者に対し、当該書面は雇用契約書ではなく、また、雇用契約の期間を示すものではない旨を説明すること。
また、意向確認書面で定める「一定の期間」については、6月を上回らない範囲で設定することとし、6月を超えて従事する可能性がある場合は、意向確認済期間が経過する際に、改めて犯罪事実確認を行い、本書面を取り交わすこと。
- また、対象業務従事者が退職した日から起算して30日が経過する日までの間で、かつ対象事業者が犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去を行う前に、当該対象業務従事者が、対象業務に従事する者として同一事業者に再就職した場合は、元々予定されていた次の犯罪事実確認までの間は、犯罪事実確認記録等の廃棄・消去及び新たな犯罪事実確認は要さないこととする。
- なお、事業者内で対象業務以外の業務へ異動する場合や、育児休業、介護休業、産前産後休業等を取得する場合も、「離職」に該当せず、法第38条第2項の規定は適用されない。
このため、同条第1項に規定する犯罪事実確認記録等を保持する期限（確認日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日から起算して30日を経過する日）までに当該従事者が再度対象業務に従事する場合は、改めて犯罪事実確認を行うことは要さない。

3. 犯罪事実確認書の交付申請（法第33条関係）

法第33条

（犯罪事実確認書の交付申請）

第三十三条 対象事業者（第四条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項から第三項まで及び第六項の規定により犯罪事実確認を行わなければならない者をいう。以下同じ。）は、これらの規定により犯罪事実確認を行わなければならないこととされている者（次項において「従事者」という。）について、内閣総理大臣に対し、特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した書面（以下「犯罪事実確認書」という。）の交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請（以下この章において「交付申請」という。）の対象とする従事者（以下この章において「申請従事者」という。）の行う業務が施設等運営者又は事業運営者が管理する施設又は事業所において行われるものである場合にあっては、交付申請は、学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けた民間教育、保育等事業者及び事業運営者が共同して行うものとする。
- 3 犯罪事実確認書の交付を受けようとする対象事業者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 一 交付を受けようとする対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
 - 三 申請従事者が勤務する学校等若しくは登録一時保護委託施設の名称及び所在地又は申請従事者が従事する児童福祉事業若しくは認定等事業の概要
 - 四 申請従事者が行う業務の内容
 - 五 申請従事者が教員等又は認定等に係る教育、保育等従事者の業務に従事させようとする者である場合にあっては、当該申請従事者を当該業務に従事させる予定の日（第三十八条第二項第二号において「従事予定日」という。）
 - 六 交付申請が前項の規定により共同で行われる場合にあっては、交付申請をした者のうち犯罪事実確認書の送付を受ける者
 - 七 その他内閣府令で定める事項
- 4 前項の申請書（以下この章において「申請書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 申請従事者と対象事業者との間の雇用契約の契約書の写しその他の当該申請従事者を交付申請に係る業務に従事させることを証する書類
 - 二 その他内閣府令で定める書類
- 5 対象事業者は、申請書を提出するときは、申請従事者に、内閣府令で定めるところにより、申請対象者情報（当該申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別並びに当該対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地をいう。第三十五条第四項及び第三十七条第三項第一号において同じ。）を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を内閣総理大臣に提出させるものとする。

- 一 申請従事者が日本の国籍を有する場合 次に掲げる書類（口に掲げる書類にあっては、当該申請従事者に係る除かれた戸籍がある場合に限る。）
- イ 当該申請従事者の本籍、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他の次条第一項に規定する本人特定情報（以下この条において「本人特定情報」という。）に関する事項として内閣府令で定めるもの（口において「本籍等」という。）が記載され又は記録された全ての戸籍の抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、同法第百二十条第一項に規定する戸籍証明書又は戸籍の謄本
- ロ 当該申請従事者の本籍等が記載され又は記録された全ての除かれた戸籍の抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書、戸籍法第百二十条第一項に規定する除籍証明書又は除かれた戸籍の謄本
- 二 申請従事者が日本の国籍を有しない場合 当該申請従事者の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写しその他の本人特定情報を把握するために必要な書類として内閣府令で定めるもの
- 6 前項の規定により当該申請従事者が同項各号に定める書類を提出する場合において、当該書類のうちに当該申請従事者が同項の規定により既に提出したものがあるときは、内閣府令で定めるところにより、当該書類（本人特定情報の変更の有無及び内容を把握するために必要なものとして内閣府令で定めるものを除く。）の提出を省略することができる。
- 7 申請従事者が第五項の規定による書類の提出を当該対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、これを拒んではならない。
- 8 内閣総理大臣は、本人特定情報の確認のため必要があるときは、市町村、指定都市の区若しくは総合区又は出入国在留管理庁に照会し、又は協力を求めることができる。

規則第31条から第33条まで

（交付申請の方法等）

第三十一条 交付申請は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と法第三十三条の規定に基づき当該交付申請をしようとする対象事業者（法第三十三条第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該交付申請をすると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により対象事業者が電子情報処理組織を使用して交付申請を行う場合にあっては、当該対象事業者の担当者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法により、当該電子情報処理組織を使用するものとする。ただし、当該対象事業者の担当者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書（同法第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の

発行の申請を行っていない等の理由により利用者証明用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

3 (略)

(法第三十三条第三項第七号の内閣府令で定める事項)

第三十二条 法第三十三条第三項第七号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請従事者（法第三十三条第二項に規定する申請従事者をいう。以下同じ。）が次のいずれに該当するかの別

イ 法第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は法第二十六条第一項若しくは第二項の規定による犯罪事実確認に係る者

ロ 施行時現職者

ハ 認定時現職者

ニ 法第四条第四項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法第二十六条第六項の規定による犯罪事実確認に係る者

三 申請従事者が法第四条第二項又は第二十六条第二項の規定による犯罪事実確認に係る者である場合にあっては、その旨、第六条各号又は第二十五条各号のいずれに該当するかの別及び法第四条第二項又は第二十六条第二項に規定する必要な措置として講ずる措置の内容

四 申請従事者（児童福祉事業又は認定等事業に係る者に限る。）が従事する施設又は事業所の名称及び所在地

五 申請従事者が既に教員等又は認定等に係る教育保育等従事者の業務に従事している場合にあっては、従事開始年月日

六 申請従事者が法第九条第一項に規定する県費負担教職員である場合にあっては、その旨

七 法人共通認証基盤の利用における対象事業者の識別のために用いられる電子メールアドレス

八 交付申請が電子情報処理組織を使用しないで行われる場合にあっては、犯罪事実確認書を送付する名宛人の氏名

(法第三十三条第五項の申請従事者による書面等の提出)

第三十三条 法第三十三条第五項の書面及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該提出をしようとする申請従事者（第三項の規定により当該書面の提出を対象事業者を経由して行うとき及び法第三十三条第七項の規定により当該書類の提出を対象事業者を経由して行うときには、当該対象事業者）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該提出をすることができると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により申請従事者又は対象事業者が電子情報処理組織を使用して書面又は書類の提出を行う場合にあっては、当該申請従事者又は対象事業者の担当者の利用者証明用電子証明書を送信する方法により、当該電子情報処理組織を使用するものとする。ただし、当該申請従事者又は対

象事業者の担当者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請を行っていない等の理由により利用者証明用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

- 3 申請従事者が法第三十三条第五項の規定による申請対象者情報を記載した書面の提出を対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、これを拒んではならない。
- 4 法第三十三条第五項第一号イの内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
 - 一 氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）
 - 二 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名（変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更の年月日を含み、法第三十三条第五項第一号イに規定する書類に記載され又は記録されたものに限る。）
 - 三 出生の年月日
 - 四 本籍（変更があった者にあっては、変更前の全ての本籍及び変更の年月日を含む。）
 - 五 戸籍に入った原因及び年月日
 - 六 実父母の氏名及び実父母との続柄
- 5 法第三十三条第五項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。
 - 一 在留カード、住民票又は旅券等の写し
 - 二 氏名、国籍、性別又は生年月日の変更があった者にあっては、その国籍の属する国における当該変更を証する戸籍に相当する書類
 - 三 氏名、国籍、性別又は生年月日の変更がない者にあっては、その旨を証し、又は誓約する書類
 - 四 出入国に係る履歴、法第三十三条第五項の規定により提出する氏名（変更前の全ての氏名を含む。）を片仮名及びローマ字で表記したもの並びに二以上の国籍を有するか否かを記載した書類
 - 五 前号に規定する書類を提出したことがある者であって、直近に行った交付申請から同号に規定する書類の内容に変更がないものにあっては、その旨を証し、又は誓約する書類
- 6 申請従事者は、戸籍法第百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を内閣総理大臣に提供することにより、法第三十三条第五項の規定による同項第一号に掲げる書類の提出を行うものとする。ただし、戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を取得することができない場合には、この限りでない。
- 7 法第三十三条第六項の内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - 一 申請従事者が日本の国籍を有する場合最新の内容が記載された法第三十三条第五項第一号イに掲げる書類
 - 二 申請従事者が日本の国籍を有しない場合次に掲げる書類
 - イ 直近に行った交付申請から三月以上経過している場合には、最新の内容が記載された第五項第一号に掲げる書類
 - ロ 直近に行った交付申請から第五項第二号から第五号までに掲げる書類に記載された内容に変更があった者にあっては、変更後の内容が記載された当該書類
 - ハ 直近に行った交付申請から第五項第二号から第五号までに掲げる書類に記載された内容に

変更がない者にあっては、その旨を証し、又は誓約する書類

- 対象事業者は、犯罪事実確認を行わなければならないこととされている従事者について、こども家庭庁に対し、特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した犯罪事実確認書の交付を申請することができる（法第33条第1項）。
- 申請従事者の行う業務が、施設等運営者又は事業運営者が管理する施設又は事業所において行われるものである場合は、交付申請は、学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同して行うものとする（法第33条第2項）。
- 交付申請の手続として、次の①から③までの事項について具体的な取扱いを示す。
 - ① 交付申請の具体的な手順
 - ② 交付申請に必要な書類（対象事業者提出分）
 - ③ 交付申請に必要な書類（申請従事者提出分）

① 交付申請の具体的な手順

- 交付申請及び申請従事者による書面等の提出は、原則オンラインで行うこととされており（規則第31条第1項及び第33条第1項）、こども性暴力防止法関連システム上で行うものとする。
- 対象事業者は、システムを利用するに当たって、GビズID³¹を取得した上で、こども性暴力防止法関連システムのアカウントを作成することが必要である。
また、申請従事者においても、マイナンバーカード等による本人認証等を行い、アカウントを作成することが必要である（規則第33条第2項）。
- 犯罪事実確認書の交付申請については、申請従事者の国籍、特定性犯罪前科の有無、訂正請求（本章「5. 訂正請求（法第37条関係）」参照）の有無及び中止要請（本章「4.（3）標準処理期間」参照）の有無に応じて、次のアからオまでに掲げる場合ごとに、それぞれ図に示す事務フローが想定される。なお、交付申請は原則オンラインで行うこととしているため、システム機能を踏まえたフローを示している。
また、具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続方法や必要な様式等は、別途マニュアルにおいて示す。

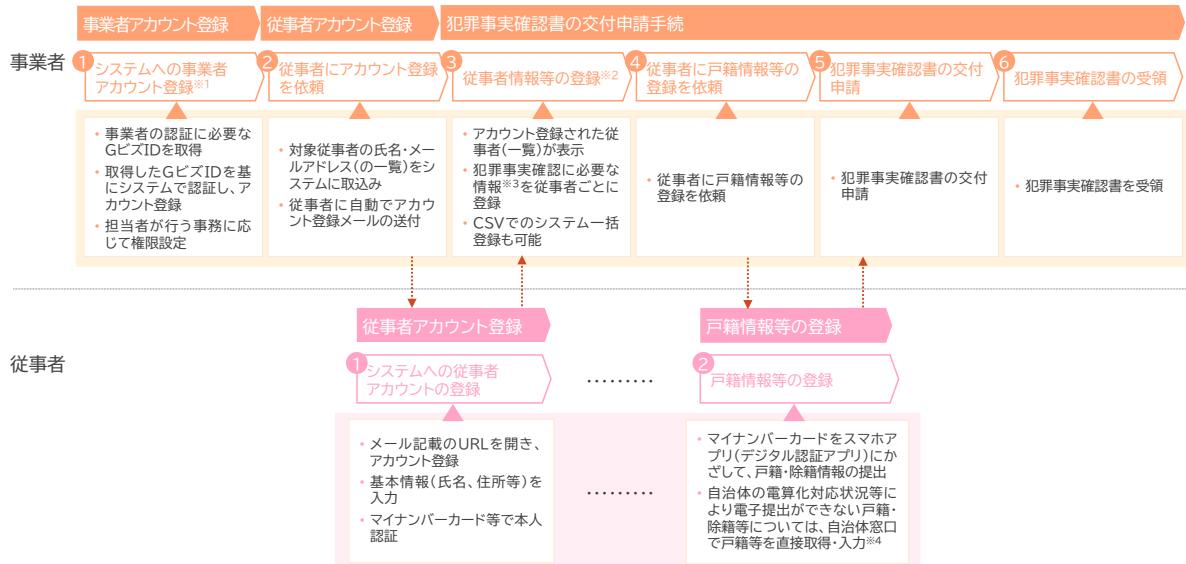
³¹ デジタル庁が発行する事業者向けID。詳細は以下のデジタル庁特設サイトを参照。

https://pr.gbiz-id.go.jp/?utm_source=gbizid&utm_medium=button&utm_campaign=fv_button_lp_202505

<https://pr.gbiz-id.go.jp/>

ア 申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪前科がない場合

図表 42 対象事業者及び申請従事者において行う手続のフロー



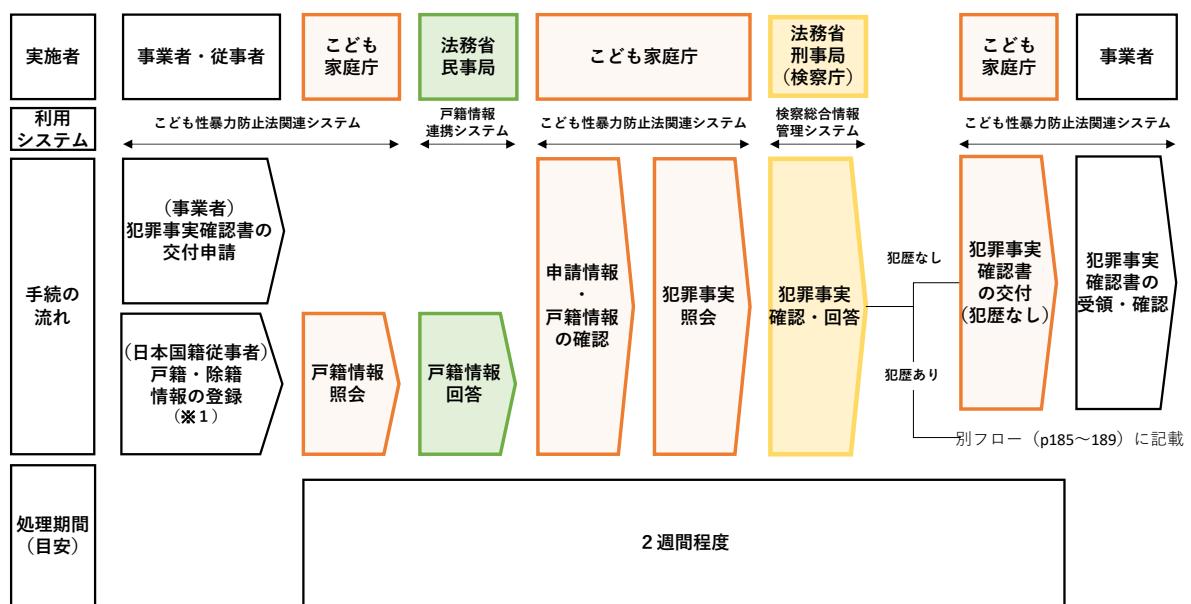
※1 GビズID取得後、学校設置者等及び施設等運営者のアカウント登録は、法施行前に所轄庁を通じて必要情報を取りまとめ、一括登録予定。また、認定事業者等のアカウント登録は、認定申請の前に実施する。

※2 いとま特例の「やむを得ない事情」(急な欠員によりすぐに採用・従事させる必要がある場合など)に該当する場合は、その旨もあわせて登録する。

※3 従事する事業所、業務、従事予定日等を入力する。また、雇用契約書等をアップロードする。

※4 マイナンバーカードを用いた取得ができない戸籍・除籍がある場合には、当該戸籍・除籍の証明書等又は戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を地方公共団体窓口にて取得し、本人特定情報とともにシステムから入力する。

図表 43 交付申請後の事務フロー及び所要日数の目安



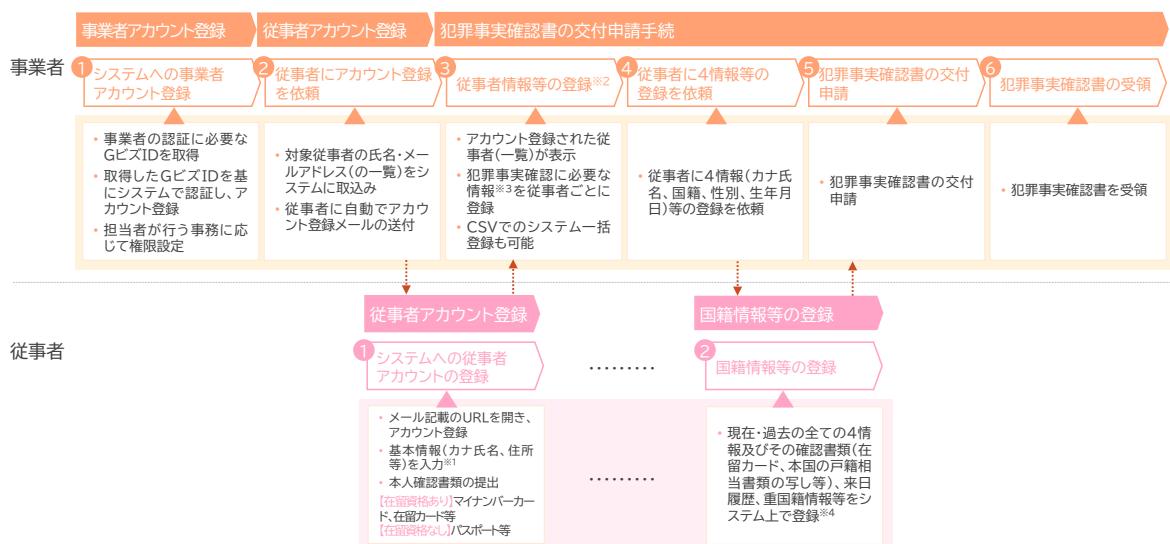
※1 戸籍・除籍情報の登録方法については後述の「③交付申請に必要な書類（申請従事者提出分）」参照。

※2 法令の適用の確認等のために更に日数を要する可能性がある。

イ 申請従事者が、日本国籍を有さず、特定性犯罪前科がない場合

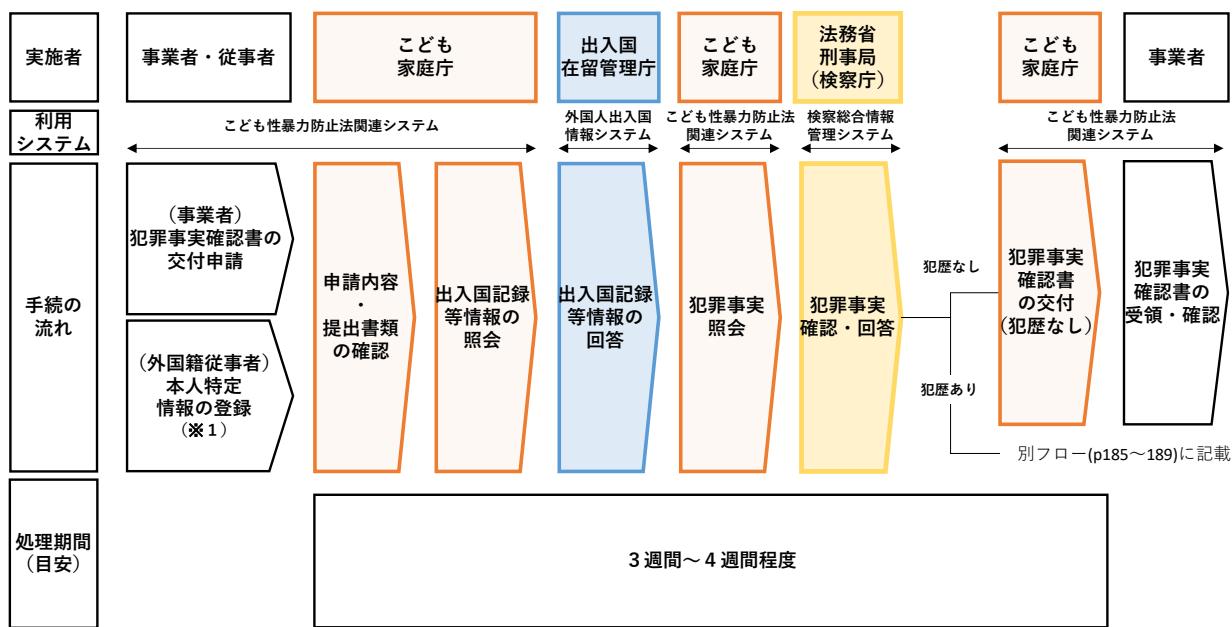
○ 申請従事者は海外からも手続を行うことができる。対象業務に従事するために来日予定の申請従事者については、日本入国後に特定性犯罪前科が判明した場合、こどもに接する業務に就けず帰国せざるを得なくなる事態が生じ得るため、可能な限り、採用選考過程で特定性犯罪前科の有無を事前に確認するとともに、出国前に犯罪事実確認の手続を終えることが望ましい。

図表 44 対象事業者及び申請従事者において行う手続のフロー



- ※1 日本語に慣れていない外国人については、カナ氏名は、対象事業者等が申請従事者本人の発音から氏名の読み方を確認した上で登録する。特定性犯罪前科がある場合は、当該前科に関する裁判所からの通知に記載のカナ氏名を記載する。
- ※2 いとま特例の「やむを得ない事情」(急な欠員によりすぐに採用・従事させる必要がある場合など)に該当する場合は、その旨もあわせて登録する。
- ※3 従事する事業所、業務、従事予定日等を入力する。また、雇用契約書等をアップロードする。
- ※4 犯罪事実確認書の交付申請後、これらの情報の一部は出入国在留管理庁に確認する。

図表 45 交付申請後の事務フロー及び所要日数の目安

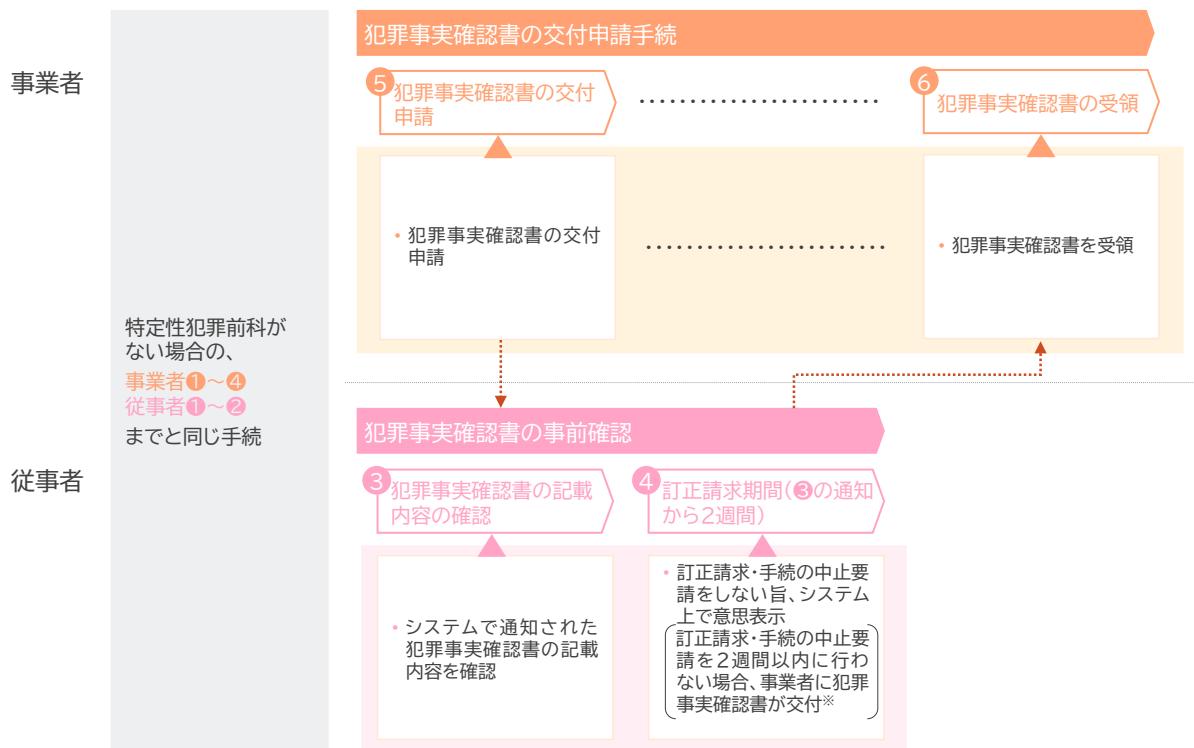


(※1) 本人特定情報を証明するための書類（後述の「③交付申請に必要な書類（申請従事者提出分）」を参照）を取得・添付する。

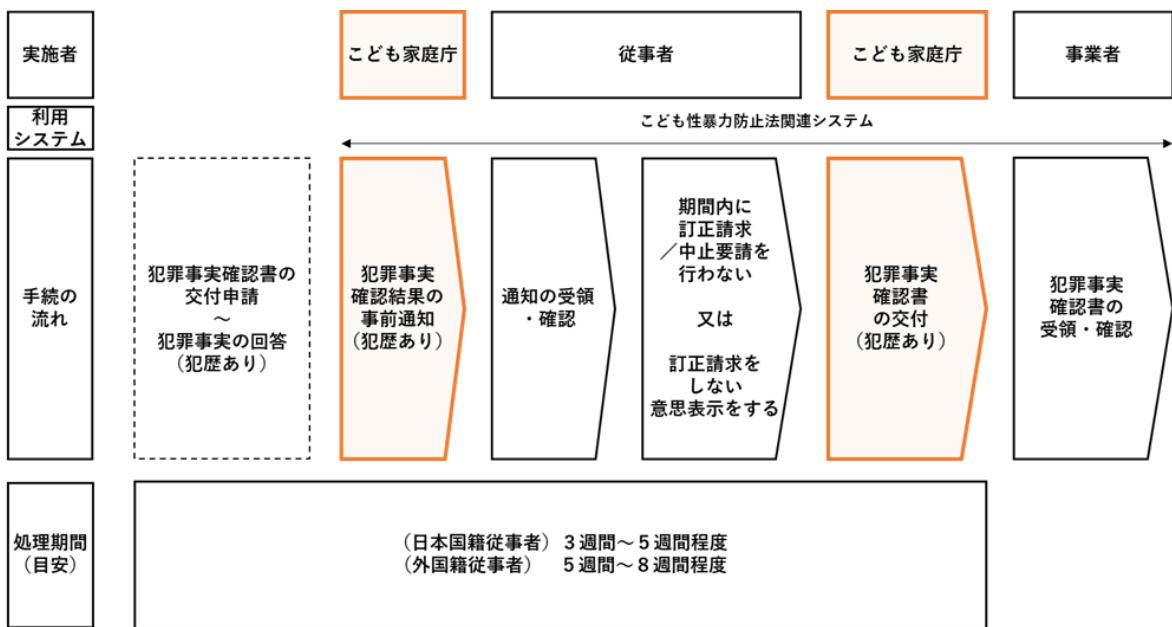
(※2) 法令の適用の確認等のために更に日数を要する可能性がある。

ウ 申請従事者が、特定性犯罪前科がある旨の事前通知に対する訂正請求又は犯罪事実確認の中止要請を行わない場合

図表 46 対象事業者及び申請従事者において行う手続のフロー

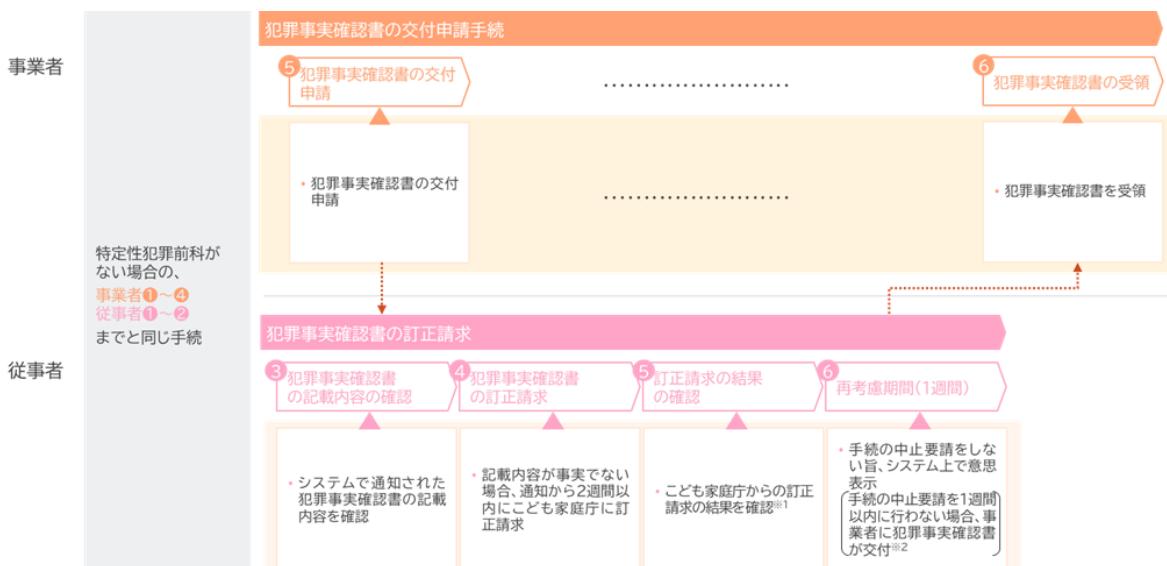


図表 47 交付申請後の事務フロー及び所要日数の目安

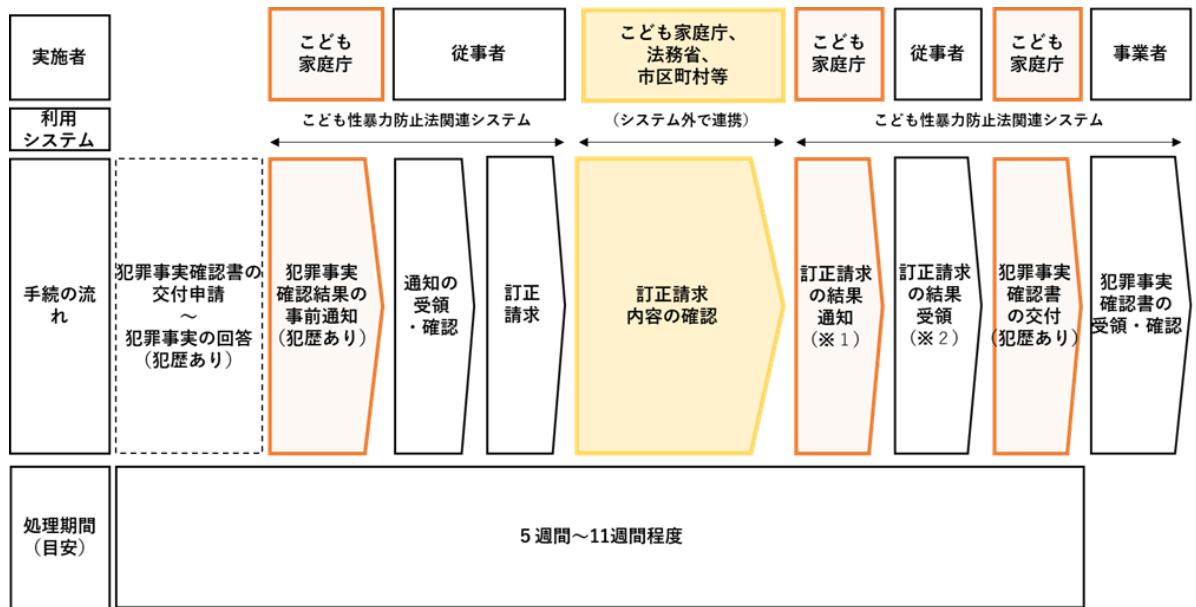


工 申請従事者が、特定性犯罪前科がある旨の事前通知に対する訂正請求を行う場合

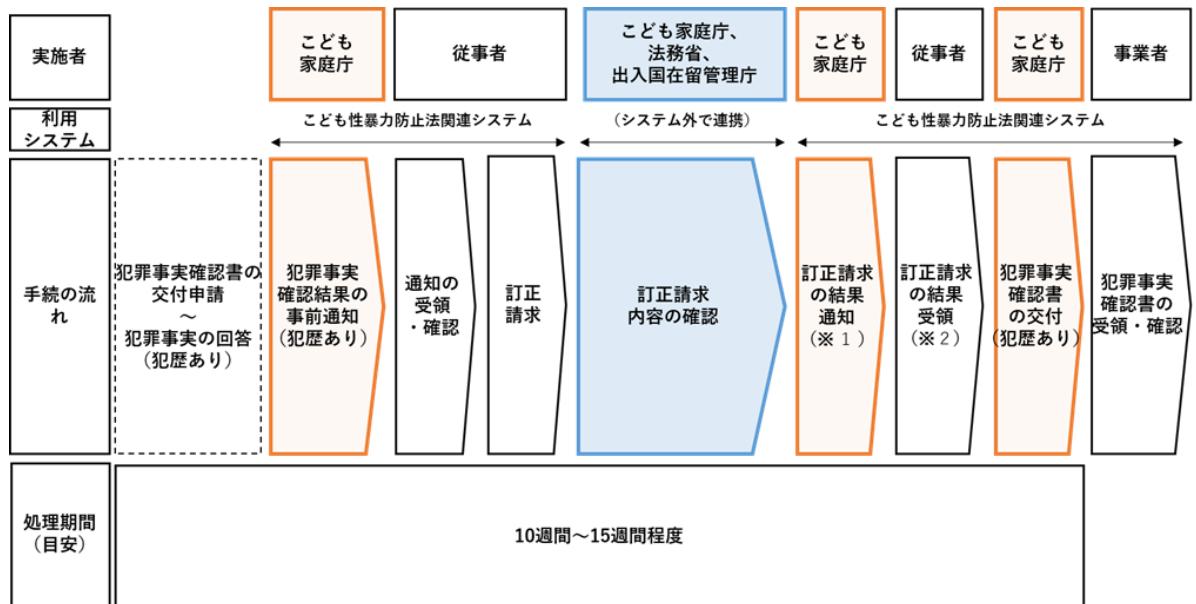
図表 48 対象事業者及び申請従事者において行う手続のフロー



図表 49 交付申請後の事務フロー及び所要日数の目安
(ア) 申請従事者が日本国籍の場合



図表 50 交付申請後の事務フロー及び所要日数の目安
(イ) 申請従事者が日本国籍を有さない場合



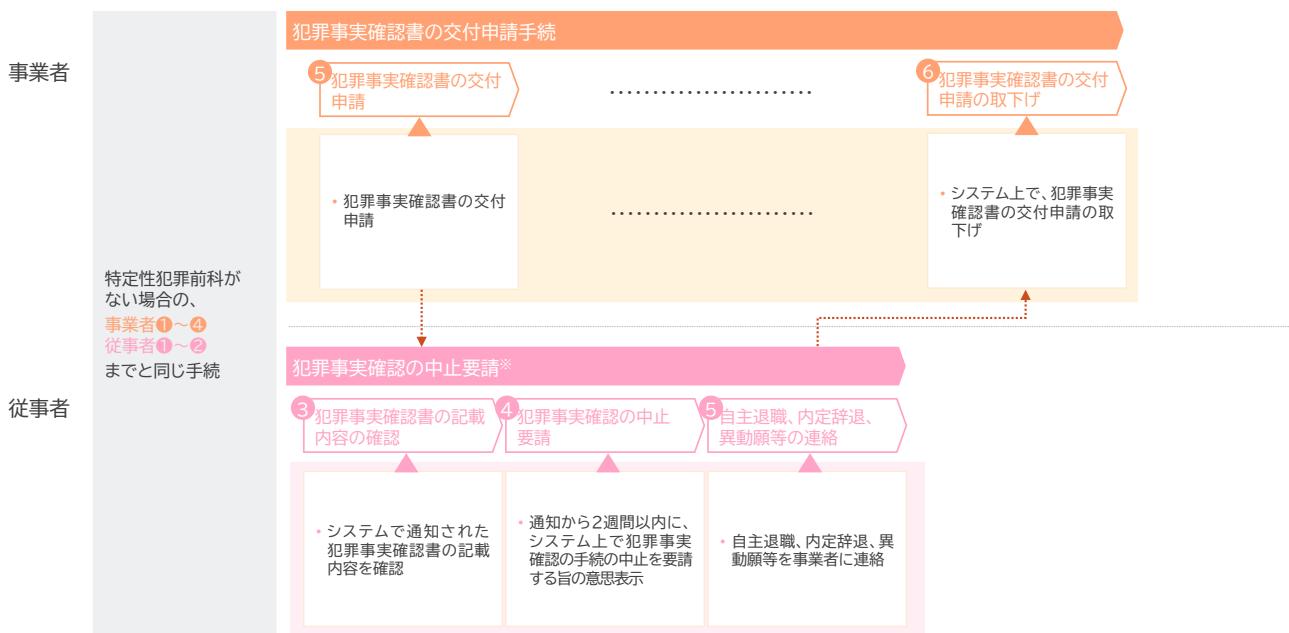
オ 申請従事者が、犯罪事実確認の中止要請を行う場合

- 申請従事者は、内定辞退をする場合等、対象事業者が犯罪事実確認を行う必要がなくなる場合においては、対象事業者に対してその旨を申し出て、対象事業者において交付申請の取下げが行われるよう要請することが必要である。
- 一方、申請従事者及び対象事業者間で連絡を取っている間に、こども家庭庁における事務処理が進み、対象事業者に当該申請従事者に係る犯罪事実確認書が交付されてしまうことを

防ぐため、申請従事者はこども家庭庁に対して中止要請を行うことができる。こども家庭庁は中止要請を受け付けた時点で、対象事業者への犯罪事実確認書の交付を保留する。なお、中止要請を行った場合も、申請従事者から対象事業者に対し、内定辞退等を行う旨の連絡を行い、対象事業者において交付申請を取り下げることが必要である。

- 特定性犯罪前科がある旨の通知があった場合において、申請従事者は訂正請求又は中止要請を2週間以内に行うことができる。また、訂正請求に対して、法第37条第7項の規定に基づく訂正しない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日から1週間以内に中止要請を行うことができる。中止要請をしない旨の意思表示があった場合又は期限内に中止要請が行われなかつた場合は、対象事業者に当該申請従事者に係る犯罪事実確認書が交付される。

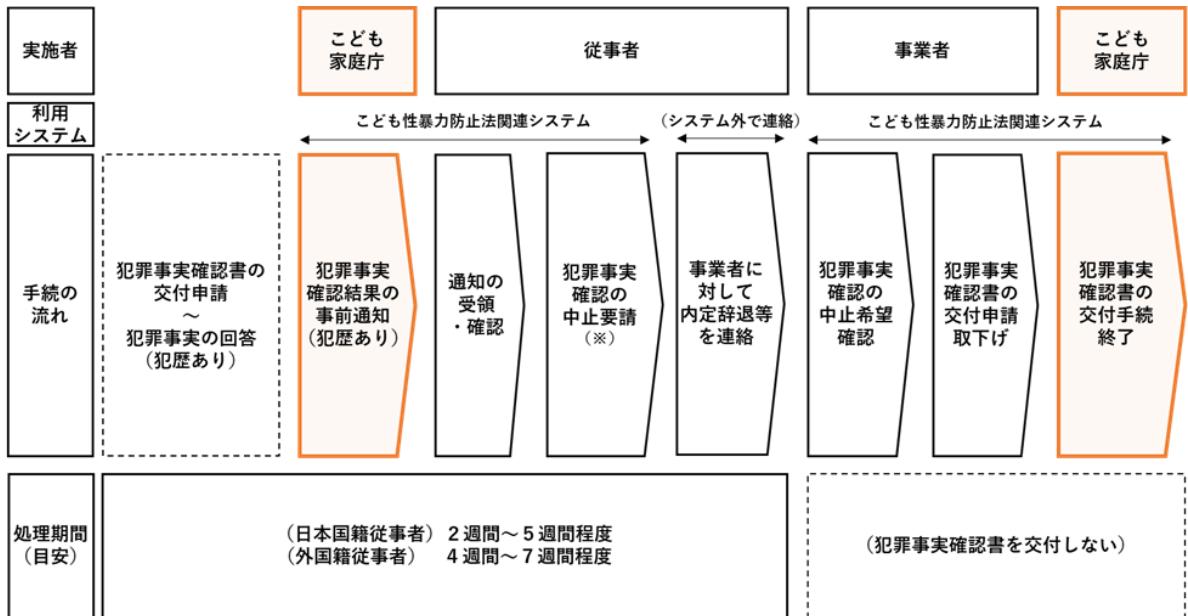
図表 51 対象事業者及び申請従事者において行う手続のフロー



※ 訂正請求の結果、犯罪事実確認の中止要請を行う場合も、同様の流れで行う。

この場合において、中止要請の期限は、①訂正請求の通知を受けた日から2週間以内又は②訂正請求後、訂正しない旨の通知を受けた日から1週間以内のうち遅い日となる。

図表 52 交付申請後の事務フロー及び所要日数の目安



② 交付申請に必要な書類（対象事業者提出分）

- 犯罪事実確認書の交付申請に当たり、犯罪事実確認書の交付を受けようとする対象事業者は、次のアからシまでに掲げる事項を記載した申請書をこども家庭庁に提出しなければならない（法第33条第3項）。
 - ア 対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名（法第33条第3項第1号）
 - イ 申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別（同項第2号）
 - ウ 申請従事者が勤務・従事する学校等又は施設若しくは事業所の名称及び所在地（同項第3号及び規則第32条第1項第3号）
 - エ 申請従事者が児童福祉事業又は認定等事業に従事する場合はその概要（法第33条第3項第3号）
 - オ 申請従事者が行う業務の内容（同項第4号）
 - カ 申請従事者の対象業務への従事予定日（同項第5号）
 - キ 交付申請が共同で行われる場合にあっては、交付申請をした者のうち犯罪事実確認書の交付を受ける者（同項第6号）
 - ク 申請従事者の区分等（規則第32条第1項第1号及び第2号）
 - (ア) 新規従事者（いとま特例が適用される場合には、やむを得ない事情及び必要な措置の内容）
 - (イ) 施行時現職者
 - (ウ) 認定時現職者
 - (エ) 再確認者（5年ごと）

- ケ いとま特例の適用により、交付申請時に既に対象業務に従事を開始している者にあっては、
従事開始年月日（同項第4号）
- コ 法第9条の規定に基づく県費負担教職員（※）等の申請である場合は、その旨（同項第5号）
- サ GビズID（同項第6号）
- シ 交付申請が電子情報処理組織を使用しないで行われる場合にあっては、犯罪事実確認書を送付する名宛人の氏名（同項第7号）

※ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校又は同法第2条に規定する高等学校で定時制の課程を置くものの教員等であって、同法の規定により都道府県がその給与を負担するものをいう。

- 交付申請の申請書には、申請従事者を対象業務に従事させることを証する書類を添付しなければならない（法第33条第4項）。具体的には、申請従事者の類型に応じて、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。

図表 53 交付申請書の添付書類

分類	添付書類
新規採用（民間）	内定通知書の写し ※ いとま特例により従事開始後に確認する場合は、内定通知書の写し、雇用契約書又は労働条件通知書の写し
現職者（民間）	雇用契約書又は労働条件通知書の写し
新規採用（公務員）	内定通知若しくはこれに類する本人への通知書類の写し又は内定先の行政機関が保有するいわゆる「内定者リスト」等の写し
現職者（公務員）	辞令等の写し又は従事先の行政機関が保有するいわゆる「任用者リスト」等の写し
派遣労働者	派遣元事業主・派遣先間の労働者派遣契約書の写し 労働者派遣をするときの派遣先に対する通知書（派遣労働者の氏名等を記載したもの）の写し
請負労働者	発注者・請負事業主間の請負契約書の写し 請負事業主から発注者へ交付された対象となる請負労働者の氏名等を記載した書面の写し
個人業務受託者	業務委託に係る契約書等の写し
ボランティア	ボランティア契約書等の写し

※ いずれの場合も、該当する書類がない場合又は滅失した場合には、対象業務に従事することに對象事業者と申請従事者の両者が合意したことが分かる書類（両者の署名等があるもの）の提出が必要。

※ 複数人の対象業務従事者の犯罪事実確認を一度に行う場合は、当該複数従事者に係る個々の証明書類を1つのファイルにまとめて提出することが可能。

③ 交付申請に必要な書類（申請従事者提出分）

ア 申請従事者の提出書類

○ 対象事業者が交付申請を行う際、申請従事者は、次の（ア）及び（イ）の書面及び書類をどこも家庭庁に提出する必要がある（法第33条第5項、規則第33条第5項）。ただし、過去の交付申請で申請従事者が既に提出した書類については、提出を省略することができる（次の表右欄に掲げる書類を除く。）（法第33条第6項、規則第33条第7項）。

（ア）申請対象者情報（※）を記載した書面

（イ）次の表中欄に掲げる書類

※ 申請対象者情報とは、次に掲げる情報をいう。

- ・ 申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日、性別
- ・ 対象事業者の氏名又は名称、住所又は所在地

図表 54 申請従事者の提出書類

分類	書類	左記の書類のうち省略不可のもの
日本国籍 あり	次の①、②又は③の書類	
	① 申請従事者の本籍等（※1）が記載・記録された全ての戸籍・除籍の抄本	最新の内容が記載された戸籍抄本等 ※ 直近の交付申請時から変更がない場合も、最新の戸籍情報であることを確認するため提出が必要。
	② 申請従事者の本籍等が記載・記録された戸籍・除籍に記載した事項に関する証明書	
	③ 申請従事者の本籍等が記載・記録された戸籍法第120条第1項に規定する戸籍・除籍証明書又は戸籍・除籍の謄本	
日本国籍 なし (※2)	次の①から④までの書類	
	① 在留カード、住民票、旅券の写し	直近の犯罪事実確認書の交付申請から3か月以上経過している場合には、その最新の書類
	② 過去に氏名、国籍、性別又は生年月日に変更があった場合には、その国籍の属する国において発行等された当該変更を示す戸籍相当書類（過去に変更がない場合はその旨の証明又は誓約書）	直近の犯罪事実確認書の交付申請以降に氏名等に変更があった場合には、変更後の内容が記載された書類等（変更がない場合はその旨の証明又は誓約書）
	③ 来日履歴、氏名のカナ読み、重国籍の有無等に関する情報	
	④ 直近の交付申請から③の情報に変更が	

分類	書類	左記の書類のうち省略不可のもの
	ない場合はその旨の証明又は誓約書（③）を既に提出したことがある場合に限る。）	

※1 本籍等とは、次に掲げる事項をいう（規則第33条第4項）。

- ・ 本籍（変更があった者については、変更前の全ての本籍及び変更年月日を含む）
- ・ 氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更年月日を含む）
- ・ 氏名の振り仮名（変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更年月日を含む）
- ・ 出生の年月日
- ・ 戸籍に入った原因及び年月日
- ・ 実父母の氏名及び実父母との続柄

※2 日本国籍を有しない申請従事者が、過去に日本国籍を有していた場合には、当該期間に係る書類については、日本国籍を有する申請従事者と同等の対応が必要となる。

図表 55 日本国籍を有しない申請従事者の書面記載事項・添付書類の詳細

【凡例】○：書類の提出が必要 ●：いずれかの書類の提出が必要 -：提出不要			過去に来日したことあり（来日以降そのまま日本に在住している方を含む）						過去に来日したことなし	
#	書面記載事項・添付書類	提出方法	既に提出した書類のうち提出を省略できない書類（法第33条第6項）	交付申請時、長期滞在資格あり			交付申請時、長期滞在資格なし			長期滞在資格なし
1	在留カード（最新のもの）			過去に日本国籍を過去に日本国籍を有したことがない	重国籍あり（日本以外）	過去に日本国籍を過去に日本国籍を有したことがない	重国籍あり（日本以外）	過去に日本国籍を過去に日本国籍を有したことがない	重国籍あり（日本以外）	過去に日本国籍を有したことがない
2	住民票（最新のもの） ※在留カード番号記載のもの	システム上で書類上の4情報と必要事項を入力 + 画像提出	最新の交付申請から3ヶ月以上過ぎた場合の最新版	●	●	●	-	-	-	所有しえない
3	旅券（最新のもの）			-	-	○	○	○	○	○
4	戸籍・除籍（過去のもの全て）		最新の交付申請から更新あれば提出	-	○	-	所有しえない	○	-	所有しえない
5	①氏名の変更									
6	②国籍の変更 （日本国籍を離脱、日本国籍以外から日本国籍以外への変更等）	システム上で書類上の4情報と必要事項を入力 + 画像提出	最新の交付申請から更新あれば提出							
7	③性別の変更 （戸籍相当の公的証明書、変更前の情報が記載された旅券等）									
8	④生年月日の変更									
9	⑤①～④について変更ない旨を証明する書類（又は変更が全くない旨の同意を得た）									
10	過去の来歴の有無									
11	氏名のカタカナ読み（過去全て）	システム上で必要事項を入力	最新の交付申請から更新あれば提出							
12	重国籍の有無									

※本人から直接こども家庭庁に提出することが原則だが、本人から求めがあれば、事業者経由での提出が可能

※ 重国籍の者は、有する国籍の全てについて証明書類が必要である。

ただし、必ずしも全ての国に係る旅券を保有しているとは限らないことから、1つの国籍に係る証明書類は提出するものの、その他の国籍に係る国の旅券の写しを提出することが困難な場合には、当該その他の国籍に係る旅券の提出については、提出する内容が正確なものである旨を誓約することをもって代えることができるとしている。

イ 戸籍（除籍）関係書類の提出方法

- また、日本国籍を有する申請従事者の添付書類のうち、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を活用して戸籍（除籍）関係書類が提出できる場合には、誤り防止、負担軽減等のため、当該提出に依ることを原則とする（規則第33条第6項）。

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の取得方法等は次の表のとおり。なお、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の有効期限は発行から3か月間である。

図表 56 戸籍・除籍の提出方法等

類型	提出方法	提出情報	戸籍（除籍）情報提供用識別符号の取得方法	備考
電算化戸籍 (データ)	オンライン提出	戸籍電子証明書提供用識別符号をシステム入力	マイナンバーカードを携帯端末（デジタル認証アプリ）にかざして取得	2回目以降の犯罪事実確認において氏名等に更新がない場合でも、戸籍情報の提出は必要
電算化除籍 (データ)	同上	除籍電子証明書提供用識別符号をシステム入力	同上（※）	—
イメージ除籍（PDF）	同上	同上	市区町村窓口で取得	除籍記載情報（氏名、出生の年月日、本籍、性別（継柄から判断））について、従事者本人によるシステム入力が必要

※ オンラインで取得できない一部の電算化戸籍（除籍）については、市区町村窓口で戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を取得する必要がある。

- 上表中の電算化戸籍、電算化除籍及びイメージ除籍のほか、地方公共団体の電算化対応状況等により、紙により管理されている戸籍・除籍が一部存在する。このように戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を取得することができない場合には、市区町村窓口で、戸籍（除籍）関係書類を紙媒体で入手した上で、システムにアップロードする等の方法により提出することとなる。その際の戸籍関係書類は、提出の日から6月以内に発行されたものでなければならぬこととする。
- なお、紙で管理されている戸籍（除籍）がある場合など、申請従事者が入力した戸籍（除籍）情報提供用識別符号では、必要な戸籍（除籍）が全て揃わない場合は、申請従事者本人はシステム上でその旨を把握することができる。なお、マイナンバーカードを保有していない者については、市区町村窓口で必要な戸籍（除籍）について確認、取得等を行うこととなる。

ウ 対象事業者の経由

- 上掲の書類及び書面（申請対象者情報が記載された書面及び戸籍等の本人特定情報に関する書類）には機微な情報が含まれ得ることから、申請従事者のプライバシーを保護するため、法においては、戸籍（除籍）関係書類は、原則、申請従事者本人が提出することとしている。
- ただし、申請従事者本人が希望する場合は、対象事業者を経由してこども家庭庁に提出することができることとしており、申請従事者が、上掲の書類の提出について、対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、これを拒んではならない（法第33条第7項及び規則第33条第3項）。